

第 2 章

労 働 委 員 会 の 組 織

第 1 節 概 要 -----	13
第 2 節 委 員 -----	15
第 3 節 あっせん員候補者	
福島県個別の労使関係調整員候補者 -----	17
第 4 節 事 務 局 -----	19

第 2 章 労 働 委 員 会 の 組 織

第 1 節 概 要

1 労働委員会

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5の規定に基づいて都道府県ごとに設置される。公正・中立な立場で、労使紛争を解決するための独立の専門的行政機関である。大別して、不当労働行為の審査等の判定業務と労働争議等の調整業務を行っている。

2 業務

(1) 不当労働行為等の判定業務

不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されるが、これらは、労働委員会の公益委員のみで行うこととされている。なお、不当労働行為の審査については、労働者委員及び使用者委員も参与委員としてその手続に参加することができる。

(2) 労働争議等の調整業務

ア 調整業務には、あっせん、調停及び仲裁がある。

調整業務は、労働者の団体と使用者又はその団体との間で、労働関係に関する主張の不一致のため、争議行為の発生している状態または発生するおそれがある状態となった場合に、これを解決するため、紛争当事者の間に立って調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図るものであり、労働組合等と使用者の双方又は一方からの申請、もしくは労働委員会の職権により手続が開始される。

イ 公益事業（争議行為が発生した場合に公衆の日常生活に重要な影響を与える事業として労働関係調整法第8条で指定された事業）について、労働争議の状況を把握するため、争議行為の予告通知の受理、労働争議の実情調査を行っている。

ウ 労働者個人と使用者との間で生じた個別の労使関係に関する諸問題について、紛争化を未然に防ぎ、既に紛争状態となった場合には円満な解決を図るため、調整及び労働相談等を行っている。

3 構成

(1) 委員

公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員及び使用者を代表する使用者委員の三者からなり、当委員会は、公・労・使各側5人の総数15人の委員で構成されている。

委員の任命手続きは、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命することとなっており、その任期は2年であり、再任されることがある。

公益委員の任命に労使委員の同意が必要とされているのは、日本の労働委員会制度の1つの特色であり、労使関係の中立的専門家の選定を労使自身に委ねているという意義を持つ。

(2) あっせん員候補者

労働関係調整法第10条の規定により、労働争議の解決に当たらせるため、あっせん員候補者を委嘱している。当委員会では「福島県労働委員会あっせん員候補者の委嘱等に関する内規」第2条に基づき、現職の委員、事務局長、次長、審査調整課長及び副課長の職に在る者をあっせん員候補者に委嘱している。

(3) 調整員候補者

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条第1項の規定に基づき、福島県個別の労使関係調整員会を設置し、調整員会会长（以下「調整会長」という。）に労働委員会会长を充てる。調整会長は、福島県個別の労使関係調整員候補者の委嘱等に関する規程第2条により、労働関係調整法第10条のあっせん員候補者として委嘱された者を調整員候補者として委嘱する。

4 事務局

労働委員会の事務局の組織及び職員については、労働組合法第19条の12及び労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て都道府県知事が内部組織を定め、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くことになっている。

当委員会の事務局については、「福島県労働委員会事務局規程」により、内部組織、分掌事務、職制等について必要な事項が定められており、内部組織として審査調整課を置き、職員数は、福島県職員定数条例に規定された15人の内、11人が配置されている。

第2節 委 員

第43期福島県労働委員会委員名簿

(平成28年12月末現在)

区分	氏 名	現 職	備 考
公益委員	◎伊藤 宏	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H20. 6.20~
	吉高神 明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H26. 6.20~
	駒田 晋一	弁護士	H26. 6.20~
	○平石 典生	弁護士	H24. 6.20~
	槇 裕康	弁護士	H28. 6.20~
労働委員	坂路 芳知	アネスト岩田労働組合福島支部長 J AM南東北執行委員長	H28. 6.20~
	鈴木 三男	UAゼンセン福島県支部長 連合福島副会長	H23. 2. 1~
	高橋 由紀子	富士通アイソテック労働組合執行委員	H28. 6.20~
	田母神 正広	運輸労連福島県連合会執行委員長 連合福島副会長	H24. 6.20~
	八巻 由美	福島市役所職員労働組合副執行委員長 自治労福島県本部中央執行委員	H28. 6.20~
使用者委員	穴澤 耕二	福島県経営者協会連合会理事 一般社団法人会津地区経営者協会専務理事	H26. 6.20~
	石山 純恵	株式会社クリフ代表取締役	H28. 6.20~
	小泉 長平	磐城通運株式会社取締役総務部長	H28. 6.20~
	永山 忍	郡山運送株式会社代表取締役会長 福島県中部経営者協会理事	H26. 6.20~
	星 逸朗	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事兼事務局長	H26. 8.18~

※ ◎印は会長、○印は会長代理

平成 28 年中に退任した委員は次のとおりである。

区分	氏名	退職時の職	備考
公益委員	今野 明子	公認会計士	H24. 6. 20～H28. 6. 19
労働者委員	石原 浩二	前東北電力労働組合福島県本部委員長	H22. 6. 20～H28. 6. 19
労働者委員	国分 しのぶ	電機連合三菱電機労働組合郡山支部書記長	H22. 6. 20～H28. 6. 19
労働者委員	横山 まゆみ	JAM日立オートモティブシステムズ労働組合第3支部執行委員	H24. 6. 20～H28. 6. 19
使用者委員	佐藤 卓也	福島県経営者協会連合会理事 福島経営者協会専務理事	H18. 6. 20～H28. 6. 19
使用者委員	豊田 和夫	常磐興産株式会社常勤顧問 いわき経営者協会顧問	H24. 6. 20～H28. 6. 19

第3節

あつせん員候補者 福島県個別労使関係調整員候補者

(平成28年12月末現在)

氏名	現職	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H20. 6. 24
吉高神 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H26. 6. 24
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士	H26. 6. 24
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士	H24. 6. 26
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士	H28. 6. 21
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 アネスト岩田労働組合福島支部長	H28. 6. 21
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UAゼンセン福島県支部長	H23. 2. 22
高橋 由紀子	福島県労働委員会労働者委員 富士通アイソテック労働組合執行委員	H28. 6. 21
田母神 正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会福島県連合会 執行委員長	H24. 6. 26
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 福島市役所職員労働組合副執行委員長	H28. 6. 21
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者協会専務理事	H26. 6. 24
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	H28. 6. 21
小泉 長平	福島県労働委員会使用者委員 磐城通運株式会社取締役総務部長	H28. 6. 21
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役会長	H26. 6. 24
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長	H26. 8. 26
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局長	H26. 4. 22
星 清一郎	福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	H28. 4. 26
酒井 浩	福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	H27. 4. 28

平成 28 年中にあっせん員候補者及び調整員候補者の職を解かれた者は、下記のとおりである。

氏 名	解 任 時 の 職	備 考
今野 明子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士	H24. 6. 26～H28. 6. 19
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 前東北電力労働組合福島県本部委員長	H22. 6. 22～H28. 6. 19
国分 しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡山支部書記長	H22. 6. 22～H28. 6. 19
横山 まゆみ	福島県労働委員会労働者委員 J AM日立オートモティブシステムズ労働組合 第 3 支部執行委員	H24. 6. 26～H28. 6. 19
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	H18. 6. 21～H28. 6. 19
豊田 和夫	福島県労働委員会使用者委員 常磐興産株式会社常勤顧問	H24. 6. 26～H28. 6. 19
佐久間 弘之	福島県労働委員会事務局長	H27. 4. 28～H28. 3. 31
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	H26. 4. 22～H28. 3. 31

第4節 事務局

1 組織

事務局長 — 事務局次長 — 審査調整課長 — 主幹兼副課長 — 課員 8名
 (主任主査 (2))
 (その他の (6))

2 現職員

(平成 28 年 12 月末現在)

所 属	職 名	氏 名	事務局発令日	前 所 属
	事務局長	熊川 恵子	H26. 4. 1	企画調整部文化スポーツ局
	事務局次長	星 清一郎	H28. 4. 1	南会津地方振興局
審査調整課	(兼)課長	星 清一郎	H28. 4. 1	南会津地方振興局
	主幹(兼)副課長	酒井 浩	H27. 4. 1	生活環境部環境共生総室
	主任主査	矢吹 聰	H26. 4. 1	生活環境部原子力損害対策総室
	主 査	村松 研也	H26. 4. 1	県中地方振興局
	主 査	児島 学	H25. 4. 1	保健福祉部健康衛生総室
	主 査	室原 美穂	H27. 4. 1	企画調整部地域づくり総室
	副主査	石川 新	H28. 4. 1	会津大学
	副主査	増子 勇一	H28. 4. 1	新採用
	主 事	目黒 慎也	H27. 4. 1	新採用

3 異動職員

所 属	職 名	氏 名	在 職 期 間	転 出 先
	事務局長	佐久間 弘之	H27. 4. 1～H28. 3. 31	退職
審査調整課	主任主査	大内 文昭	H24. 4. 1～H28. 3. 31	福島西高等学校
	主任主査	菅野 威洋	H28. 4. 1～H28. 8. 27	退職
	主 査	佐久間 裕孝	H25. 4. 1～H28. 3. 31	相双建設事務所
	主 事	鈴木 幸	H26. 4. 1～H28. 3. 31	いわき海星高等学校

